

平成 24 年度株式会社農林漁業成長産業化支援機構の業務の実績評価について

平成 26 年 2 月 5 日
農林水産大臣 林 芳正

1 背景

株式会社農林漁業成長産業化支援機構（以下「機構」という。）の業務評価は、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（以下「法」という。）第 36 条第 1 項に基づき、毎年度行うこととなっており、今回の評価報告は、平成 25 年 1 月 23 日から平成 25 年 3 月 31 日までの期間（以下「評価期間」という。）の機構の業務の実績評価を行うものである。

機構は、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展、農山漁村の活性化並びに農林漁業者の経営の安定向上を図るためには、国内外の多様な需要に応じた我が国農林漁業の安定的な成長発展を図ることが重要であることに鑑み、地域との調和に配慮しつつ、我が国農林漁業が農林漁業者の所得を確保し、及び農山漁村において雇用機会を創出することができる成長産業となるようにするため、農林漁業者が主体となって、農林水産物、農林漁業の生産活動又は農山漁村の特色を生かしつつ、新商品の開発、生産若しくは需要の開拓、新たな販売の方式の導入若しくは販売の方式の改善、新役務の開発、提供若しくは需要の開拓又は農山漁村における再生可能エネルギーの開発、供給若しくは需要の開拓を行い、国内外における新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し資金供給その他の支援を行うことを目的として、法に基づき設立された株式会社である。

機構の業務の実績評価に当たっては、機構の活動原資の大宗は、国及び民間からの出資であることを踏まえるとともに、官民ファンドの運営に係るガイドライン（平成 25 年 9 月 27 日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定）においても、官民ファンドが政策目的に沿って運営されるよう検証することとなっていることから、

- ① 農林水産大臣の認可した収入・支出予算を適切に執行しているか
- ② 機構の行った、対象事業者又は対象事業活動支援団体及び対象事業活動支援の内容の決定、支援対象事業活動支援団体が行う対象事業者に対する出資等に係る機構の同意について、法第 22 条第 1 項の規定に基づき農林水産大臣が定める株式会社農林漁業成長産業化支援機構支援基準（以下「支援基準」という。）に従って適切に行われているか

について評価することとする。

なお、平成 24 年度においては、対象事業者に対する出資等を行われていないが、これは、同年度において先ずは対象事業活動支援団体の組成に注力したことによるものである。

結果、機構は、平成 25 年 2 月 1 日の開業以降、平成 24 年度末までの限られた期間の中で、18 の対象事業活動支援団体への支援の決定を行い、そのうち、1 の対象事業活動支援団体に対して出資する契約を締結した。

2 個別の項目に対する実績評価

(1) 収入・支出予算の適切な執行

機構は、毎事業年度の開始前に、その事業年度の予算を農林水産大臣に提出して、その認可を受けなければならないとされており（法第 28 条第 1 項）、また、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を農林水産大臣に提出しなければならないとされている（法第 30 条）。よって、収入・支出の適正性の評価は、認可予算と実際の収入・支出の状況を精査して行う。

① 収入予算の分析（主な項目の説明）

（出資金）

平成 24 年度の出資金収入は、概ね予算額どおり、政府支出金 300 億円、民間支出金 18 億円の合計 318 億円となっており、問題は認められない。

（借入金）

平成 24 年度の借入金の実績はないが、これは評価期間中に、支援対象事業者に対する資金の貸付が実行されなかったことによるものであり、問題は認められない。

表 1. 主要な収入データ

科 目	収入予算額	収入決定済額
	円	円
(款) 出資金収入	32,000,000,000	31,800,000,000
(項) 政府支出金	30,000,000,000	30,000,000,000
(項) 民間支出金	2,000,000,000	1,800,000,000
(款) 借入金	10,000,000,000	0
(項) 借入金	10,000,000,000	0
(款) 事業外収入	40,724	21,985
(項) 預金利息	40,724	21,985
合 計	42,000,040,724	31,800,021,985

② 支出予算の分析（主な項目の説明）

（出資金・貸付金）

出資金及び貸付金の実績はないが、これは、評価期間中に支援対象事業者に対する出資及び貸付が実行されなかったことによるものであるが、対象事業活動支援団体の支援決定は順調に行われており、問題は認められない。

（事業諸費）

事業諸費の執行が少なかった理由は、平成 24 年度は対象事業活動支援団体の審査が中心であったことに伴う必要経費の減少が主たる原因であり、問題は認められない。

（一般管理費）

一般管理費の執行が少なかった理由は、役職員給与について、認可予算時点で想定された定員 46 名に対し、平成 25 年 3 月末時点の実員が 28 名であったことが主たる要因であり、問題は認められない。

（その他）

その他についても、認可予算の範囲内で執行されており、問題は認められない。

表 2. 主要な支出データ

科 目	支出予算額	支出決定済額
	円	円
(項) 出資金	30,000,000,000	0
(目) 出資金	30,000,000,000	0
(項) 貸付金	10,000,000,000	0
(項) 事業諸費	54,574,720	1,309,849
(目) 事業諸費	24,000	20,850
(目) 調査費用	50,000,000	0
(目) 旅費	4,550,720	1,288,999
(項) 一般管理費	418,306,483	333,306,451
(目) 役職員給与	102,185,541	50,013,341
(目) 諸謝金	4,922,100	8,989,610
(目) 事務費	246,498,842	218,432,127
(目) 固定資産取得費用	64,700,000	55,871,373
合 計	40,472,881,203	334,616,300

以上により、収入・支出については、農林水産大臣から認可された収入・支出予算の範囲内で適切に執行されていると評価できる。

(2) 支援基準との適合性

対象事業者又は対象事業活動支援団体及び対象事業活動支援の内容の決定については、機構は、平成24年度において18の対象事業活動支援団体及びその対象事業活動支援団体への支援の内容を決定した。これらについては、主に以下の基準に照らして適切に支援の決定を行っており、支援基準に適合していると考えられることから、問題は認められない。

なお、平成24年度においては、支援対象事業者に対する出資等を行われていないが、これは、同年度においてまずは支援対象事業活動支援団体の組成に注力したことによるものであり、問題は認められない。

【支援基準の概要】

- 支援対象事業の要件
 - ・ 多様な地域資源の活用、産業分野の連携
 - ・ 新たな市場の開拓、農山漁村の活性化等への貢献
- 支援内容の要件
 - ・ 中長期的な観点からの支援、長期収益性の確保、事業収益とリスクの適切な共有
 - ・ 農林漁業者等の意向の尊重、運用の透明性確保
 - ・ 農林漁業の付加価値向上や地域活性化等関係施策との連携
 - ・ 東日本大震災からの復興への配慮
- 農林漁業者の主導性確保
 - ・ 機構やサブファンドは農林漁業者の主導性確保に留意
 - ・ 経営支援に当たって農林漁業者の意向を把握、出資回収などで配慮
 - ・ 事業活動の成長発展の観点から議決権の行使に当たって配慮
- 出資手法に関する事項
 - ・ サブファンドに対する機構の出資は2分の1以下、サブファンドの事業者の議決権は2分の1以下
 - ・ 支援基準に則した活動と監督
 - ・ 機構による定期的な報告徴収、指導勧告

【対象事業活動支援の対象となる対象事業者及び対象事業活動支援団体並びに当該対象事業活動支援の内容】

対象事業活動支援団体 (サブファンド)名	GP (注) に関する情報	出資構成 (注)	対象事業活動支援 の内容(総額)	存続期間	サブファンド 所在地
上野村活性化 投資事業有限責任組合	一般社団法人上野村産業情報センター (代表者)松元 平吉 (所在地)群馬県多野郡上野村大字栖原310-1	上野村: 499 百万円 一般社団法人上野村産業情報センター: 1 百万円 (株)農林漁業成長産業化支援機構: 500 百万円	500 百万円 (1,000 百万円)	15 年間	群馬県
投資事業有限責任組合さいきょう 農林漁業成長産業化ファンド	(株)エス・ケイ・ベンチャーズ (代表者)西 祐司 (所在地)山口県周南市銀南街4番地	(株)西京銀行: 490 百万円 (株)エス・ケイ・ベンチャーズ: 10 百万円 (株)農林漁業成長産業化支援機構: 500 百万円	500 百万円 (1,000 百万円)	15 年間	山口県
東北6次産業化ブリッジ 投資事業有限責任組合	山田ビジネスコンサルティング(株) (代表者)増田 慶作 (所在地)東京都千代田区丸の内1-8-1丸の内ト ラストタワーN館14階	(株)七十七銀行: 1,000 百万円 山田ビジネスコンサルティング(株): 10 百万円 (株)農林漁業成長産業化支援機構: 1,010 百万円	1,010 百万円 (2,020 百万円)	15 年間	東京都 (宮城県)
道銀アグリビジネス 投資事業有限責任組合(仮称)	北海道ベンチャーキャピタル(株) (代表者)三浦 淳一 (所在地)北海道札幌市北区北七条西二丁目20番 地	(株)北海道銀行: 1,495 百万円 北海道ベンチャーキャピタル(株): 5 百万円 (株)農林漁業成長産業化支援機構: 1,500 百万円	1,500 百万円 (3,000 百万円)	15 年間	北海道
農林水産業投資事業有限責任組合	農林水産業協同投資(株) (代表者)本井 秀樹 (所在地)東京都千代田区有楽町1-13-2	農林中央金庫: 2,899.95 百万円 全国共済農業協同組合連合会: 2,100 百万円 農林水産業協同投資(株): 0.05 百万円 (株)農林漁業成長産業化支援機構: 5,000 百万円	5,000 百万円 (10,000 百万円)	15 年間	東京都
肥後6次産業化 投資事業有限責任組合	肥後キャピタル(株) (代表者)藤本 英昭 (所在地)熊本県熊本市中央区下通一丁目9番9号	(株)肥後銀行: 490 百万円 肥後キャピタル(株): 10 百万円 (株)農林漁業成長産業化支援機構: 500 百万円	500 百万円 (1,000 百万円)	15 年間	熊本県
北洋6次産業化応援ファンド 投資事業有限責任組合	公益財団法人北海道中小企業総合支援センター (代表者)青木 次郎 (所在地)北海道札幌市中央区北1条西2丁目2番 地	(株)北洋銀行: 1,499 百万円 公益財団法人北海道中小企業総合支援セン ター: 1 百万円 (株)農林漁業成長産業化支援機構: 1,500 百万円	1,500 百万円 (3,000 百万円)	15 年間	北海道
いよエバグリーン6次産業化応援 ファンド投資事業有限責任組合	いよぎんキャピタル(株) (代表者)中山 敦之 (所在地)愛媛県松山市南堀端町1番地	(株)伊予銀行: 970 百万円 いよぎんキャピタル(株): 30 百万円 (株)農林漁業成長産業化支援機構: 1,000 百万円	1,000 百万円 (2,000 百万円)	15 年間	愛媛県
えひめガイヤ成長産業化支援 ファンド	ひめぎん総合リース(株) (代表者)岩崎 浩二 (所在地)愛媛県松山市勝山町2丁目1番地	(株)愛媛銀行: 980 百万円 ひめぎん総合リース(株): 20 百万円 (株)農林漁業成長産業化支援機構: 1,000 百万円	1,000 百万円 (2,000 百万円)	15 年間	愛媛県
おおいた農林漁業成長産業化支援 ファンド投資事業有限責任組合 (仮称)	大分ベンチャーキャピタル(株) (代表者)阿知波 孝典 (所在地)大分県大分市中央町二丁目9番24号	(株)大分銀行、大分リース(株)及び大分中央保 険(株): 980 百万円 大分ベンチャーキャピタル(株): 20 百万円 (株)農林漁業成長産業化支援機構: 1,000 百万円	1,000 百万円 (2,000 百万円)	15 年間	大分県
ぐるなび6次産業化パートナーズ 投資事業有限責任組合	(株)ぐるなび6次産業化パートナーズ (代表者)上山 健二 (所在地)東京都千代田区有楽町1-2-2 東宝日 谷ビル	(株)ぐるなび: 499 百万円 (株)ぐるなび6次産業化パートナーズ: 1 百万円 (株)農林漁業成長産業化支援機構: 500 百万円	500 百万円 (1,000 百万円)	15 年間	東京都
しずぎん農林漁業ファンド(仮称)	静岡キャピタル(株) (代表者)水谷 林蔵 (所在地)静岡県静岡市清水区草薙1丁目13番10 号	(株)静岡銀行: 240 百万円 静岡キャピタル(株): 10 百万円 (株)農林漁業成長産業化支援機構: 250 百万円	250 百万円 (500 百万円)	15 年間	静岡県
だいし食品産業活性化ファンド 投資事業有限責任組合	だいし経営コンサルティング(株) (代表者)須藤 一 (所在地)新潟県新潟市中央区東大通2丁目1番18 号	(株)第四銀行: 249 百万円 だいし経営コンサルティング(株): 1 百万円 (株)農林漁業成長産業化支援機構: 250 百万円	250 百万円 (500 百万円)	15 年間	新潟県
ちば農林漁業6次産業化 投資事業有限責任組合(仮称)	ちばぎんキャピタル(株) (代表者)中上川 友哉 (所在地)千葉県千葉市中央区千葉港8-4	(株)千葉銀行: 461 百万円 (株)京葉銀行: 195 百万円 (株)千葉興業銀行: 164 百万円 君津信用組合: 20 百万円 佐原信用組合: 20 百万円 館山信用組合: 20 百万円 千葉信用組合: 20 百万円 銚子商工信用組合: 20 百万円 銚子信用金庫: 20 百万円 東京ベイ信用金庫: 20 百万円 房総信用組合: 20 百万円 ちばぎんキャピタル(株): 20 百万円 (株)農林漁業成長産業化支援機構: 1,000 百万円	1,000 百万円 (2,000 百万円)	15 年間	千葉県
ふくしま地域産業6次化復興 ファンド(仮称)	福島リカバリ(株) (代表者)山田 泰秀 (所在地)福島県福島市栄町6-6 ユニックスビル 10F	東邦銀行: 400 百万円 みずほコーポレート銀行: 250 百万円 福島県: 200 百万円 大東銀行: 50 百万円 福島銀行: 50 百万円 いわき信用銀行: 10 百万円 相双信用銀行: 10 百万円 福島リカバリ(株): 20 百万円 (株)農林漁業成長産業化支援機構: 1,000 百万円	1,000 百万円 (2,000 百万円)	15 年間	福島県
みずほ一次産業成長支援 投資事業有限責任組合等(仮称)	みずほキャピタル(株) (代表者)川端 雅一 (所在地)東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	(株)みずほコーポレート銀行及びみずほキャ ピタル(株): 5,000 百万円(※) (株)農林漁業成長産業化支援機構: 5,000 百万円 ※地域金融機関と連携し、みずほコーポレート銀 行(株)及びみずほキャピタル(株)からの出資を 含め民間資金最大5,000 百万円を想定	5,000 百万円 (10,000 百万円)	15 年間	東京都
エー・ピー 投資事業有限責任組合	(株)エー・ピーアセットマネジメント (代表者)中井 努 (所在地)東京都港区赤坂2-17-22 赤坂ソイン ワー東館18F	(株)エー・ピーカンパニー: 499 百万円 (株)エー・ピーアセットマネジメント: 1 百万円 (株)農林漁業成長産業化支援機構: 500 百万円	500 百万円 (1,000 百万円)	15 年間	東京都
NCB九州6次化応援 投資事業有限責任組合	(株)NCBリサーチ&コンサルティング (代表者)古賀 恭介 (所在地)福岡県福岡市博多区下川端町2番1号	(株)西日本シティ銀行: 995 百万円 (株)NCBリサーチ&コンサルティング: 5 百万円 (株)農林漁業成長産業化支援機構: 1,000 百万円	1,000 百万円 (2,000 百万円)	15 年間	福岡県

注: 地域金融機関等の出資額を上限として機構は出資を行います。
注: GP(general partner、無限責任組合員)とは、投資事業有限責任組合において組合の業務執行を担い、組合の運営管理及び損益に責任を負う組合員のことをいいます。
注: 機構は、上記の対象事業活動支援団体(サブファンド)から出資を受ける対象事業者に対し、民間金融機関からの借入れが困難と認められる場合、資本金劣後ローンを貸し付けることができる。

3 その他の取組

株式会社日本政策金融公庫（農林水産事業）との業務提携に関する覚書

平成 25 年 3 月 21 日、機構は、株式会社日本政策金融公庫（農林水産事業）との間で業務提携に関する覚書を締結した。

これは、農林漁業者が主体となって行う新たな事業分野の開拓等に対する資金供給の推進を図るための農林漁業及び関連産業における情報の共有化など、6次産業化に取り組む者を支援するために連携を強化し、6次産業化による農林漁業の活性化を通じて日本再生に寄与するために締結したもの。今後さらに連携を進め、具体的な出資案件に結びつくことが必要である。

引き続き、農林水産業及び関連産業の発展に持続的に取り組む機関との連携強化が期待される。

(参考) 基本情報 (平成 25 年 3 月末現在)

1. 主要な営業所

本社：東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号

2. 出資金

総額 318 億円

(国：300 億円
民間企業：18 億円)

3. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数：4,000,000 株

(2) 発行済株式の総数：636,000 株

(3) 株主数：10 名

株主名	(株)農林漁業成長産業化支援機構への出資状況		
	持株数	出資比率	出資額
財務大臣	600,000 株	94.33%	300 億円
カゴメ株式会社	6,000 株	0.94%	3 億円
農林中央金庫	6,000 株	0.94%	3 億円
ハウス食品株式会社 (注)	6,000 株	0.94%	3 億円
味の素株式会社	4,000 株	0.62%	2 億円
キッコーマン株式会社	4,000 株	0.62%	2 億円
キューピー株式会社	4,000 株	0.62%	2 億円
株式会社商工組合中央金庫	2,000 株	0.31%	1 億円
日清製粉株式会社	2,000 株	0.31%	1 億円
野村ホールディングス株式会社	2,000 株	0.31%	1 億円

注：平成 25 年 10 月 1 日の持株会社制移行に伴い「ハウス食品株式会社」は「ハウス食品グループ本社株式会社」に商号変更しており、現在の株主は「ハウス食品グループ本社株式会社」。

4. 従業員 (出向含む、契約除く。)

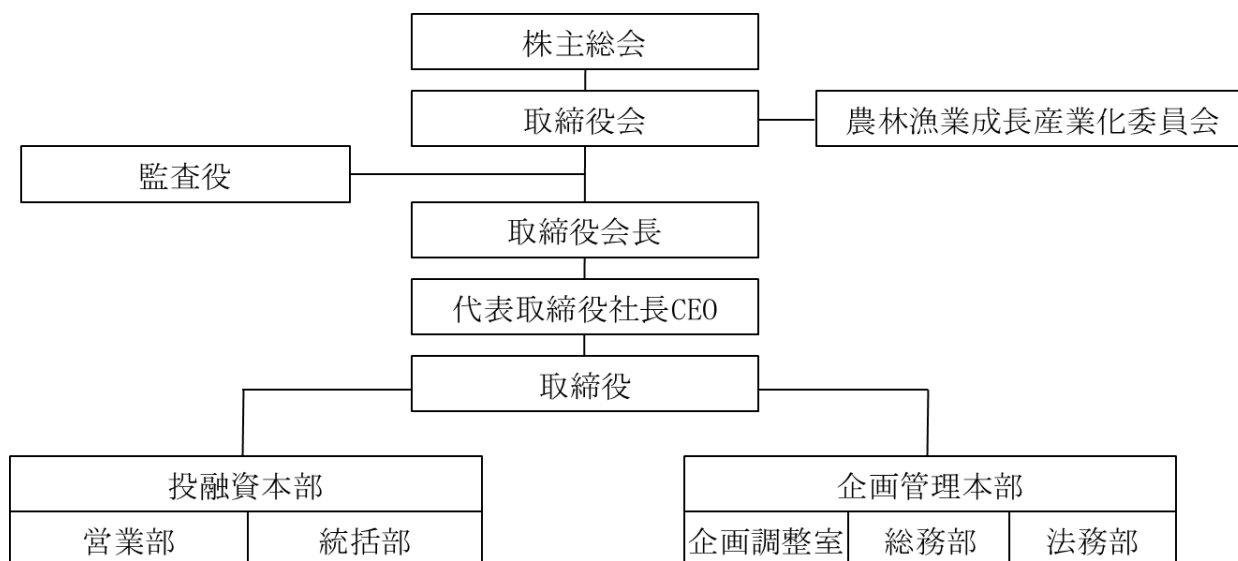
従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
18 名	—	40.5 歳	0.15 年

5. 役員

会社における地位	氏名	重要な兼職の状況
◎取締役会長(非常勤)	堀 紘一	株式会社ドリームインキュベータ 代表取締役会長
○代表取締役社長 CEO	大多和 巖	
取締役専務 CIO	古我 繁明	
取締役常務 COO(非常勤)	村 和男	村・宮舘法律事務所 國學院大學法科大学院教授
※取締役(社外)	阿部 禎一	阿部禎一税理士事務所 代表 全国農業経営専門会計人協会 代表理事
※取締役(社外)	大西 茂志	全国農業協同組合中央会 常務理事
※取締役(社外)	古関 和則	全国漁業協同組合連合会 専務理事
※取締役(社外)	箕輪 光博	(社)日本林業協会 理事 (公社)大日本山林会 会長
※取締役(社外)	渡辺 美衡	カゴメ株式会社 取締役常務執行役員
監査役(社外)	篠原 修	政策研究大学院大学 名誉教授 東京大学 名誉教授

注) ◎は農林漁業成長産業化委員長、○は同委員長代理、※は同委員を示す。

6. 組織図



7. 財務諸表
 (1) 貸借対照表

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	31,498,226	流動負債	52,141
現金及び預金	30,497,094	リース債務	783
有価証券	999,969	未払金	17,061
前払費用	1,157	未払費用	16,344
その他	5	未払法人税等	11,331
固定資産	102,771	賞与引当金	5,734
有形固定資産	49,154	その他	885
建物	29,536	固定負債	3,004
工具、器具及び備品	17,440	リース債務	3,004
リース資産	3,918	負債合計	55,145
減価償却累計額	△1,740	(純資産の部)	
無形固定資産	8,826	株主資本	31,680,775
ソフトウェア	8,826	資本金	17,500,000
投資その他の資産	44,790	資本剰余金	14,300,000
敷金及び保証金	44,790	資本準備金	14,300,000
繰延資産	134,922	利益剰余金	△119,224
創立費	23,528	その他利益剰余金	△119,224
開業費	13,866	繰越利益剰余金	△119,224
株式交付費	97,527	純資産合計	31,680,775
資産合計	31,735,921	負債・純資産合計	31,735,921

(記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示。)

(2) 損益計算書

〔自 平成 25 年 1 月 23 日〕
〔至 平成 25 年 3 月 31 日〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
販売費及び一般管理費		114,608
営業損失		114,608
営業外収益		
受取利息	27	
雑収入	60	88
営業外費用		
創立費	1,238	
開業費	478	
株式交付費	2,786	4,502
経常損失		119,023
税引前当期純損失		119,023
法人税、住民税及び事業税		201
当期純損失		119,224

(記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示。)

(3) 株主資本等変動計算書

〔自 平成 25 年 1 月 23 日〕
〔至 平成 25 年 3 月 31 日〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				純資産合計
	資本金	資本金 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計	
		資本金 準備金	その他 剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	3,200,000	-	-	3,200,000	3,200,000
当期変動額					
新株の発行	14,300,000	14,300,000	-	28,600,000	28,600,000
当期純損失	-	-	△119,224	△119,224	△119,224
当期変動額合計	14,300,000	14,300,000	△119,224	28,480,775	28,480,775
当期末残高	17,500,000	14,300,000	△119,224	31,680,775	31,680,775

(記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示。)

8. 支援基準

株式会社農林漁業成長産業化支援機構支援基準（平成 24 年農林水産省告示第 2556 号）

機構が対象事業活動支援の対象となる対象事業者又は対象事業活動支援団体及び当該対象事業活動支援の内容を決定するに当たって従うべき基準は、次のとおりとする。

1 支援の対象となる対象事業活動が満たすべき事項

機構及び機構が行う出資の対象となる対象事業活動支援団体は、次に掲げる全ての事項を満たす対象事業活動を支援するものとする。

（1）多様な地域資源の活用

食と農林漁業が有する潜在的な成長力を顕在化させるため、その成長力の源泉となる農林水産物、バイオマスその他の農山漁村・農林漁業に由来する多様な地域資源を活用し、その価値を生かしていくことを目指すものであること。

（2）産業分野の連携

農林漁業以外の業種に属する事業者（以下「異業種事業者」という。）から出資を受けること等により農林漁業を行う法人とは別に設立された 2 次産業・3 次産業の分野における農林漁業者主体の法人が、農林漁業以外の業種の技術・ノウハウを活用しつつ、農林漁業と一体的に地域資源の価値を高めることを目指すものであること。

（3）新たな市場の開拓

例えば次に掲げるような取組を行い、新たな価値を創造することにより、国内外で新たな市場を開拓していくことが期待されるものであること。

- ① 農林水産物の特色を生かした新商品の開発若しくは販売の方式の改善又は直接販売、輸出その他の新たな販売の方式の導入
- ② 国内外で今後の成長が見込まれる健康、医療、観光及び教育の分野において行われる我が国の農山漁村・農林漁業の優位性を生かした取組
- ③ 農山漁村における再生可能エネルギーの開発、供給又は需要の開拓

（4）農山漁村の活性化等への貢献

地域との調和に配慮しつつ、農林漁業者の所得の確保及び農山漁村における雇用機会の創出その他農山漁村の活性化並びに農林漁業者の経営の安定向上に資するとともに、事業の継続に必要な収益性が確保されることにより、支援決定から一定期間内に出資した資金の回収の可能性が高いものと見込まれるものであること。

2 対象事業活動の支援内容が満たすべき事項

機構及び機構が行う出資の対象となる対象事業活動支援団体は、対象事業活動に対する支援の内容を決定するに当たって、次に掲げる事項を満たすものとする。

(1) 中長期的な観点からの支援

- ① 対象事業活動の基盤となる農林漁業については、生産活動の改良・拡充に長期間を要するといった特性があることを踏まえ、中長期的な観点から出資と経営支援とを一体的に実施すること。
- ② 経営支援の実施に当たっては、農林漁業、地域振興又は金融に関する知識及び経験を有する者を従事させ、農林漁業者と異業種事業者とのマッチング支援を実施するとともに、最大15年間の出資期間にわたって中長期的な観点から個々の対象事業活動の成長発展を支援しつつ、事業年度ごとに進捗状況を適宜評価することにより出資全体としての長期収益性の確保に努めること。

(2) 事業収益と事業リスクの共有の在り方

対象事業活動の成長発展を図るに当たっては、原材料となる農林水産物等の価値が適正に評価されるなど、その事業収益と事業リスクの共有が農林漁業者と異業種事業者との間で適切に行われるようにすること。

(3) 農林漁業者等の意向の尊重

対象事業活動の成長発展を図るに当たっては、多様な農林漁業者により、及びその連携の下に担われている地域の農林漁業の健全な発展を確保するため、地域の実情を把握し、事業効果をその地域を中心として農林漁業全体に広げる観点から農林漁業者その他の関係者の意向を尊重すること。

(4) 運用の透明性

対象事業活動に対する支援を行うに当たっては、個人及び事業者に関する情報の適正な取扱いに留意しつつ、保有する情報の公開に努め、農林漁業者その他の関係者に対する説明を行うとともに、機構又は機構が行う出資の対象となる対象事業活動支援団体に出資する民間事業者等に必要な説明を行うことにより、その運用の透明性を確保すること。

(5) 関係施策等との連携

- ① 対象事業活動に対する支援を行うに当たっては、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用の促進に関する法律(平成22年法律第67号)第5条第1項の認定に関する支援施策との連携を図るほか、農林水産物及び食品の輸出促進その他の農山漁村の活性化に関連する施策とも連携を図ることにより、これらの施策効果が最大限発揮されるよう配慮すること。
- ② 対象事業活動に対する支援を行うに当たっては、対象事業活動を行い、又は行

おうとする事業者に対して必要な支援が行われるよう、株式会社日本政策金融公庫その他の関係する金融機関、地方公共団体及び承認会社（農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社をいう。）との連携を図ること。

(6) 東日本大震災からの復興への配慮

対象事業活動に対する支援を行うに当たっては、東日本大震災からの農林漁業の復興に向けて被災地域等において行われる対象事業活動の推進に配慮すること。

3 農林漁業者の主導性の確保に関する事項

機構及び機構が行う出資の対象となる対象事業活動支援団体は、次に掲げる事項等により、対象事業者の意思決定における農林漁業者の主導性の確保に努めなければならない。

(1) 経営支援及び出資回収

対象事業活動の成長発展を図るに当たっては、対象事業者に出資する農林漁業者の意向を把握した上で経営支援を行うとともに、出資の回収に当たっては、当該出資に係る株式又は持分を当該対象事業者に譲渡する方法を優先して検討するなど、把握した農林漁業者の意向に配慮すること。

(2) 議決権の行使

対象事業者に対して有する議決権を行使するに当たっては、経営支援の実施を通じて把握した農林漁業者の状況等を踏まえ、当該対象事業活動の成長発展の観点から対象事業者に出資する農林漁業者及び当該対象事業活動に関連する農林漁業者に配慮すること。

4 出資手法に関する事項

(1) 間接出資に関する事項

① 対象事業活動支援団体の選定に関する事項

機構は、次に掲げる全ての事項を満たす対象事業活動支援団体を、出資の対象となる対象事業活動支援団体として選定するものとする。

ア 実施体制、担当者の業務遂行能力等の観点から上記1から3までに規定する事項を遵守し、対象事業活動に対する支援を確実に実施できると認められるものであること。

イ 民間の資金・ノウハウを十分活用するため、当該対象事業活動支援団体が次に掲げる全ての事項を満たすものであること。

(ア) 当該対象事業活動支援団体の出資構成について、機構以外の者からの出資の合計額が機構の出資額以上となるものであること。

(イ) 当該対象事業活動支援団体が対象事業者に対して有する議決権が、当該対

象事業者の総議決権の2分の1以下であること。ただし、対象事業者の事業の継続を図る上で必要な場合において、一時的に2分の1を超える議決権を有することとなる時は、この限りでない。

ウ 当該対象事業活動支援団体に対する機構の出資について、あらかじめ約した出資金額の枠内で、当該対象事業活動支援団体からの請求に応じてその都度払い込むものであることが組合契約その他の契約において明らかにされていること。

② 対象事業活動支援団体の監督に関する事項

機構は、次に掲げる方法により、支援対象事業活動支援団体が上記1から3までに規定する事項に即して対象事業活動に対する支援を行っているか否かを確認するとともに、支援対象事業活動支援団体に対し必要な監督を行うものとする。

ア 重要な意思決定に係る機構の同意

(ア) 機構は、対象事業活動支援団体との組合契約その他の契約において、対象事業者に対する出資又は当該出資に係る株式若しくは持分の譲渡その他の処分の決定を行うときは、あらかじめ、機構の同意を得ることを定めなければならない。

(イ) 機構は、(ア)の同意の申請があった場合において、当該出資又は当該出資に係る株式若しくは持分の譲渡その他の処分をすることがこの支援基準に規定する事項に違反していないと認めるときは、その同意をするものとする。

イ 報告の徴収等

機構は、定期的に、又は必要に応じて、支援対象事業活動支援団体の出資者であってその業務を執行する者（以下「業務執行者」という。）に事務の処理の状況その他の事項に関し報告をさせ、又は支援対象事業活動支援団体の業務及び財産の状況を検査するものとする。

ウ 指導、勧告その他の措置等

機構は、必要に応じて、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法第21条第1項第8号の規定による指導、勧告その他の措置を行うものとし、当該支援対象事業活動支援団体が当該措置に従わないときは、業務執行者の解任の提案その他の措置を行うものとする。

(2) 直接出資に関する事項

機構は、上記1に規定する事項を満たしているにもかかわらず、支援対象事業活動支援団体が存在せず若しくは想定されない地域・事業分野において行われる対象事業活動又は事業効果が広範に及ぶなどその性質に基づき支援対象事業活動支援団体の支援に委ねることが適切でないと判断される対象事業活動について、これら

の対象事業活動に関する民間等の出資の意向、地域の実情、事業分野をめぐる状況等を十分把握し、それらを勘案して必要と認められる場合には、これらの対象事業活動に対し直接出資を行うものとする。この場合において、機構は、次に掲げる全ての事項を満たすものとする。

- ① 実施体制、担当者の業務遂行能力等の観点から上記1から3までに規定する事項を遵守し、対象事業活動に対する支援を確実に実施できる体制を整備すること。
- ② 民間の資金・ノウハウの積極的な活用及び経営の規律保持を図るため、当該対象事業活動に対する機構からの資金供給の割合については、間接出資の場合との均衡にも配慮しつつ、必要な範囲内において検討すること。

(注) この支援基準における用語のうち、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法において定義が定められているものについては、その例による。